

鶴岡市農業委員会第 20 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 4 年 7 月 1 1 日(月) 午後 1 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 荻原 優太 3 番 坂東 陽水 4 番 丸山 成章 5 番 阿部 元成 6 番 吉住 喜之 7 番 大池 典子 8 番 石塚 治己 9 番 土岐 善久 10 番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1 番 須田 進二 2 番 原田 政幸 3 番 齋藤 潤子 4 番 齋藤 健一 5 番 阿部 隆 6 番 田澤 幸弘 7 番 榎本 勝 8 番 長谷川 浩之 9 番 菊地 勝三 10 番 野村 仁 11 番 佐藤 泰仁 12 番 佐藤 克久 13 番 本間 誠 14 番 五十嵐 一浩 15 番 佐藤 宣夫 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 調整専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柊士 鶴岡分室調整主任 齋藤 智博 温海分室専門員 内山 晋也
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後 1 時 3 0 分
議 長	本日の欠席届はありません。遅参、早退もありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第 20 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会 総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いま すが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。8 番 石塚 治己委員、9 番 土 岐 善久委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 許可を要しない農地の転用について 報告第6号 農地法第5条の規定による届出について を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明) 《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第5号 許可を要しない農地の転用について》
	(説 明) 《報告第6号 農地法第5条の規定による届出について》
議 長	報告事項ではありますが、質問ありませんでしょうか。
議 長	9番 菊地勝三推進委員お願いします。
9番 推進委員	9番 菊池です。温海の許可不要の農地の転用ですが、申請地の全部に鉄塔が建つのでしょうか。
事 務 局	改築に伴う工事用地です。訂正します。
議 長	よろしいでしょうか。他に何かありませんか。
	(発言者なし)
議 長	<p>それではないようですので、これより議事に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	ありがとうございます。現地調査について担当委員から説明をお願いいたします。
1番 委員	1番五十嵐です。2件の案件で、どちらも認定農業者であるのですが面積を少なくしたために認定農家から外れるということで、この利用権設定から貸借権に変更するということです。
議 長	ありがとうございます。それでは審議にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	<p>それではないようですので質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手をお願い致します。</p>
	(全員賛成)

議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成により議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	<p>ありがとうございました。それでは現地調査について担当委員の報告をお願いします。6番田澤幸弘推進委員。</p>
6番 推進委員	<p>6番の田澤幸弘です。7月4日に佐藤部会長と鶴岡分室の齋藤さんと3人で現地を確認しに行きました。</p> <p>鶴8の林崎は所有者の子供夫婦の新居を建設するもので、現在の自宅敷地塀の中に囲まれた不耕作のところでした。鶴9の高坂は賃借人の会社に隣接しており、現在の会社敷地と併用できる立地条件としてこれ以上の条件はないことから、やむ負えないものと判断いたしました。どちらの件も5条第2項には該当しないものと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。では審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>それではないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成により議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	<p>ありがとうございました。なお、この農用地利用集積計画(案)につきましては7月6日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>それでは質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を願います。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成により議案第3号農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。</p>
事 務 局	<p>それでは株式会社花ファーム、今回農地の取得が初めてですので、若干内容について説明させていただきます。</p> <p>お手元に農地所有適格法人審査報告書がございます。(株)花ファームについては今年の2月1日に法人を設立いたしまして、構成員が■■■■、花卉農家でございます、この方ひとりの法人であります。</p> <p>設立とあわせて2月28日に法人として農業経営改善計画の認定も受けております。法人形態の要件につきましては公開会社でない株式会社ということで適となっております。事業要件につきましては法人の主たる事業が農業その他に関連する事業であることになっていますが、100%農業ということで適となっております。議決要件については社員の過半が農業関係者、あるいはその法人の農業の常時従事者が原則として年間150日以上従事していること、あるいは基幹的な農作業を受託した個人、あるいは地方公共団体・農協・中間管理機構等であることとなっております。この方は</p>

	もともと認定農業者である花卉農家の方で、お一人での農業法人でありますので100%ということで適というふうになっております。役員についても同様で100%、農作業従事者も一人ということで適であります。以上です。
議 長	ありがとうございました。ただいまの株式会社花ファームについて質問意見ありませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので次に進みたいと思います。 議案第4号 利用状況調査に係る非農地の判断について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪議案第4号 利用状況調査に係る非農地の判断について≫
議 長	ありがとうございました。 それでは現地調査について担当委員の報告をお願いします。7番榎本勝推進委員。
7番 推進委員	7番榎本です。6月に本人からの申請がありまして吉住委員、田澤推進委員、私と3名で現地確認並びに合議をさせていただきました。 その中で、ここに記載がありますが1・2については平坦地ですが雑木が生えている状況で、丈として4・5mもあり、現状復帰も無理ということで、原野と判断をさせていただきました。3・4・5については田並びに畑ということになりますけれども傾斜地で畦畔等の形跡も全くなく、実際は竹林といいますか孟宗ということでそれなりの管理はされていましたが本人の申請によってここは農地ではないと、傾斜地ということで竹林山林と確認をし、3名合議で提出をさせていただきます。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第4号 利用状況調査に係る非農地の判断について賛成委員の挙手を願います。
	(全員賛成)
議 長	議案第4号 利用状況調査に係る非農地の判断について原案通り決しました。 以上で本日の審議は全て終了しました。これをもちまして第20回西部農地部会を閉会します。次回は8月10日13時30分より藤島庁舎大会議室で行います。鶴岡地域の現地調査は8月2日(火)2番萩原優太委員、7番榎本勝推進委員の予定です。よろしく願いいたします。
	議 長 _____ 議 事 録 署名委員 _____ 議 事 録 署名委員 _____